

第 1 回
区政の透明性向上検討委員会

〔平成 16 年 8 月 19 日〕

(午後7時30分 開会)

委員長 長 それでは、本日の議題に入ってまいりたいと思います。

議題(2)の区内部の調査結果に関する検証につきまして、資料の1から3、それから7と8でございますが、続けて説明をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

契約課長 それでは、私からご説明をさせていただきます。主に資料1の本文の検討課題の整理に沿って説明をさせていただきます。

まず、ページをめくっていただきまして、初めのところでございます。これは、下から6行目「今回」というところがございます。この報告書につきましては、収賄事件の事実経過の整理、分析と検討課題の整理を行ったということで、それを6月上旬時点までにまとめたものを結果報告したものでございます。

なお、その後、この契約事務改善検討委員会は、平成15、16年度の清掃委託契約実態、15、16年度の公益法人等における契約実態、15年度の区の契約実態の抽出調査を行うということで、この報告の後、現在作業を進めているところでございます。

なお、最後に記載がございます入札、契約にかかわる改善策の検討を引き続き行うというふうになっているんですが、これは、この報告を行った段階で、当委員会が設置されるということもございまして、この事実経過と課題、この整理を行うところまでが改善検討委員会だと、その後については、区政の透明性向上検討委員会の提言等をいただきながら、区政の透明性向上実施本部、こちらの方で具体策の検討を行うということになりましたので、具体的な改善策については改善委員会では行わないという整理になってございます。

それでは、既に資料の方をお読みいただいていると思いますので、簡単に経過だけ説明をさせていただきます。

まず、ページをめくっていただきまして1ページ、収賄事件の概要と対応ということでございます。

これは、区の庁舎の清掃業務委託に絡んで収賄が行われたというもので、平成15年1月と平成16年1月、2度にわたり前契約課長が現金100万円ずつを受領し、職務に関して賄賂を受領したということで起訴されたというものでございます。

経過といたしましては、3月8日に、収賄容疑で逮捕されます。

3月9日、総合庁舎の家宅捜索が行われました。

3月10日に、政策会議の下部組織として、契約事務改善検討委員会を設置したというものでございます。

なお、3月26日に、前契約課長は収賄罪で起訴をされております。

区の方の対応といたしましては、アとして、改善委員会の設置、イの方では、これは職員の周知、指導を記載したものでございます。

次に、2ページに参りまして、関係人の処分でございます。

す。

前契約課長に対しましては、本人に接見し、収賄事実の確認を行ったところ、事実を認めため、4月6日、懲戒免職処分といたしました。

なお、上司につきましては、これについての責任について検討を行ったところ、汚職等が発生しやすい契約事務を所管する上司として適切な指導、監督を怠り、結果として今回の事件が発生させた責任は重大であるとして、減給10分の1、1カ月が相当であると判断しましたが、いずれも当時の上司は退職しているということから、本人から自主返納の申し出があり、それを受けたというものでございます。

特別職の助役についても同様の趣旨から、自主返納があったというものでございます。

次に、3ページに参りまして、契約事務改善検討委員会の位置づけでございますが、これは、政策会議の下部組織として3月10日に設置され、事務局は契約課に置かれたというものでございます。

この検討経過につきましては、第1回から9回までの委員会を開催しております。その中身につきましては、資料をごらんいただきたいと思っております。

次に、7ページに参ります。7ページにつきましては、これは目黒区の現在の契約方法を説明したものでございます。

現在目黒区においては、原則指名競争入札または随意契約で契約を行っております。これは、区として履行能力を評価した業者に対して発注することが可能となり、適正な履行を確保する上で必要と判断しているものでございます。

なお、この契約の流れにつきましては、後ほど説明をさせていただきますので、ここでは省略をさせていただきますと思っております。

次に、10ページに参りまして、今回収賄事件が起きた清掃業務を含めた施設管理業務に関する契約方法、これにつきましては、若干イレギュラーな形での契約が行われておりますので、説明をさせていただきます。

まず、年間契約、これは、清掃とか、あと施設の管理業務、これは年間を通してやらなければならない業務につきましては、年度の初めである4月1日から業務開始をしなければいけないというふうなことで、おおよそ3カ月前ぐらいから準備をして、3月中には業者決定をする必要があるという実態がございます。

ただ、自治法上からいきますと、これは予算が成立する前に契約行為を行うことについては、これはおかしいということで、予算の執行行為、これは事実上できないとされておりますので、この予算の執行行為とみなされない見積もり合わせによって、事前準備をした上で、4月1日に予定者と随意契約をするというふうな流れで処理をしております。

ただ、見積もり合わせといいましても、事実上の事務の処理としては、指名競争入札に準じた形で処理をしている

というものでございます。

また、施設管理業務につきましては、これは毎年業者を変えてしまうと、施設管理を行っている立場の方からすると、かなり問題が出てしまう。業者が頻繁にかわるということは好ましくないというふうな実態がございますので、現在、目黒区では、一度見積もり合わせによって決めた業者と、3から5年間、履行状況がよければ引き続き随意契約を行うというふうな処理を行っているものでございます。

次に、12ページに参りまして、収賄事件が行われた清掃業務委託、これの事実関係を整理いたしました。

なお、これは前契約課長と贈賄側の当事者である日本ビルシステムの前取締役社長、これに接触をしようとしたんですが、これは保釈の条件としてだめだと、保釈条件の中で接触が制限されているというふうなことがございまして、事実確認を行うことができなかったということで、区の関係者、当時の契約係長等を中心に、関係者から事情聴取を行って整理をしたものでございます。

まず、平成14年10月下旬ごろに、新庁舎の清掃をどうするか。清掃というか、庁舎管理の全般の業務をどういう形で発注するかという検討が行われております。この中では、総合管理という形もあったんですが、結果として、3つの業務に区分して発注することを決めております。

ただ、この区分決定について、きちんとした処理手続がされていないという問題点がございます。

次に、15年の1月から3月、これは1月から新しい庁舎の開庁がございました。したがって、その間の契約をどうするかということで検討が行われたわけなんです。業務委託するのに仕様書を作成しなければいけないというふうなことがございまして、特に設備運転監視業務、これについては、新築と違いまして古い建物を使うということで、仕様書がなかなか整理がつかない。

あわせて改修工事も行っているということで、1月に入札での業者決定が難しいということがございましたので、これについては、4月からは新しい業者、入札で行った業者で実施するが、その間については設備運転業務と清掃業務については随意契約で、かつてこのビルを管理していた新栄不動産ビジネスと暫定的に随意契約を行うというふうにしたものです。

警備受付業務につきましては、これは入札可能だろうということで、11月に入札を実施したというものでございます。

次に、清掃、また設備運転の業務委託の業者選定を行ったわけなんです。このときに、指名する業者の対象リストを作成してございます。リストをつくる基準としては、5項目を基準として、候補リストを作成しております。

その後、15年の1月ごろに、清掃について、地元の業者等からさまざまな営業活動もありましたし、これだけの広い庁舎なので、受注機会の確保を図るため、総合庁舎の清掃業務について、本館と別館を分けて発注するという決定がされております。

この発注の決定についても、文書等の正式な手続がとられていないという問題点がございます。

15年の1月には、前契約課長の収賄が行われております。

次に、14ページに参りまして、修正候補リストの追加ということで、2月上旬には、当初作成したリスト、これについては営業活動等をもう一度確認してリストをきちんとしろという前課長の指示によって、数社のリストが追加されてございます。

15年2月には、最終的な業者選定が行われております。ただし、この選定された業者には、先ほどの修正候補リスト、これに記載されていない4社が選定されているという事実がございました。

その後、15年3月に、見積もり合わせを実施したわけなんですけど、これは入札に当たります。千代田ビル管財が、予定価格がおおよそ5,000万円を超える予定価格であったものに対して1,740万円の最低価格を提示しました。これが3分の1近い金額ということで、この場での決定は行わず保留をして、調査を行うことといたしました。

なお、贈賄業者の日本ビルシステムは、同日の入札では1,800万円ということで提示をしたものでございます。

その後、千代田ビル管財、1,740万円について内容を確認したところ、積算されていた人件費の単価等が最低賃金、これを満たしているということで契約を行ったというものでございます。

次に、16ページに参りまして、16年度の清掃業務委託契約の事実経過でございます。

これは、先ほど申し上げましたように、一度入札をして履行状況が良好であれば、3から5年間、そのまま随意契約をするという内規に基づきまして、業務を行っている3業者に対して、随意契約について打診を行ったものでございます。これに対して、清掃業務を行っていた千代田ビル管財からは今までの条件では随意契約を受けられないという申し出がございました。

その後、16年1月には、千代田ビル管財から、自分たちが作り出した見積書、これは区から要請したものではないんですが、見積書が提出されております。

16年1月に、収賄事件が起きております。

その後、16年2月の第1週には、業者選定を行っております。8社選定しております。

その際、千代田ビル管財については、15年度の条件で随意契約ができないという申し出があったので、契約する意思がないというふうに判断して、この段階では参加業者として選定を行わなかったというものでございます。

次に、18ページに参りまして、選定いたしました日本ビルシステム、これの社長が逮捕されたということで指名停止処分を行って、そのかわりの業者を1社選定してございます。

2月27日に、現場説明会を行っております。

その後、3月1日に、千代田ビル管財から見積もり合わ

せに参加できなかった理由と、参加業者として指名するよう強い申し入れがありました。その経緯につきましては、記載のとおりでございます。

なお、その後に記載してございますが、いろいろなやりとりがあったんですが、最終的に前契約課長は、15年度の履行状況が良好であったこと、また、予定価格が比較的低額であると予想されたことから、契約実績がある千代田ビル管財を加えるべきだろうという判断を行って、総務部長以上に契約課長が口頭で了解を求めたというものでございます。

なお、書類の方につきましては、一応決裁がその後行われていたという状況でございます。

3月5日に、見積もり合わせを行ったところ、千代田ビル管財が最低価格の2,880万円ということを提示して契約をされております。

次に、20ページに参りまして、総合庁舎業務委託における収賄行為の影響ということについて検討をいたしました。

なお、この検討を行う前段といたしまして、15年度に清掃業務の入札対象とした業者に対して聞き取りを行っております。それをもとに、この影響を検討したものでございます。

その結果、1社追加したということについては、これはかなり不自然なものだと。これは従来のやり方からすれば、考えられない不透明な形ということで改善検討委員会では考えております。ただ、その契約の効果についてどうかという点から見た場合については、これは手続上はかなり問題がある契約であったけれども、契約そのものについて違法という判断はできないという結論になったものでございます。

また、新聞等で談合不正行為等の情報がございまして、これもあわせて指名業者について事情聴取を行いました。ただ、ここではどうしても区としては任意の形で業者から話を聞くというふうなことで、強制権がない中で行ったというものでございます。

それに対して、不正行為等については事実確認できなかったということでございます。

次に、21ページの(3)に参りまして、収賄行為の背景についても検討いたしました。

両者が、贈賄側、収賄側、どういう経緯で今回の事件を引き起こすことになったのかとか、報道がされている元区長室長のかかわりについて、これについてもできれば前区長室長から話を聞きたいということで接触したんですが、これは会えないということで拒否をされましたので、事実確認はできませんでした。

ただ、公判を傍聴した中では、元区長室長が、日本ビルシステムと前契約課長の関係の最初の発端をつくった、紹介をしたという事実がございまして。

次に、契約を所管する課長の不正行為を上司として未然に防げなかったのか、また、システム上そういった行為を

防ぐことができなかつたのかという検討を行ってまいりましたが、これについても、いろいろな課題があるということで改善しなければいけない問題があるという整理をしてございます。

次に、22ページに参りまして、16年度の契約に当たりまして、業者を1社追加してございます。これにつきましても、先ほど説明してしまつたんですが、この行為については本当に異例な形での手続ということですが、契約効果そのものについては認めざるを得ないだろうという判断をしたものでございます。

次に、24ページに参りまして、こういった事実調査をもとに、5点にわたる問題点を整理してございます。ここでは、こういった問題があるのかということで、一つ一つ積み上げたものを大きくまとめたものでございます。

次に、26ページに参りまして、再発防止に向けた検討課題ということで、問題点をもとに課題の整理を行ったものでございます。これにつきましても、6点に整理してございます。

契約制度の改善、これについては、さまざまな問題が明らかになっておりますので、改めて契約手続、契約内容、履行、検査、支払いなどの契約全般にわたって検証し、より適切な契約制度を確立していく必要があるということで、具体的にはインターネットなどを利用したITの活用、また、競争入札の適用範囲の拡大、こういったものを図っていく必要があるだろうということで課題整理をしてございます。

次に、2点目の契約手続の体系的整備につきましても、契約課長等の契約担当者の裁量が大きい。それをまたチェックするシステムが十分に機能していなかつたということで今回起きておりますので、こういった処理手順の文書化等を明らかにした上で、チェックシステムの整備を図っていく必要があるだろうとしております。

次に、指名業者の選定のあり方につきましても、これは現在基準は設けているんですが、かなり抽象的ということで、一つ一つ選定する際には内部的な確認を行いながらやっているわけなんですが、かなり表に出ていない部分もございまして。そういったところもきちんと選定理由等を明確にできるように整備をしていく必要があるだろうというものでございます。

次に、監視体制の整備も当然行わなければいけないということで整理をしております。

また、いろいろな決定を行う事務手続につきましても、これについてもきちんと整備を行っていく必要があるだろうということでございます。

最後に、公務員倫理の徹底でございまして。いろいろなシステムをつくつたとしても、基本は人間の判断によるところが大きいということで、公務員倫理の徹底、これを一人一人図っていかなければ、システム上だけでは防げないだろうということで整理をしたものでございます。

まとめといたしましては、今までのものを整理し直した

ものでございます。

大変長くなって申しわけございませんでした。課題の整理の説明は以上でございます。

7、8につきましては、今の説明したものを再度整理をしたものでございます。2の方につきましては、契約を行われた事務の流れに沿って、事実経過と問題点、再発防止に向けた検討課題ということで、一覧表に整理をいたしてございます。

以上です。

行革推進課長 引き続きただいまの報告書の問題点の1つに、契約事務執行に関する手続規定の整備が不十分というのがございました。その中で、契約案件ごとに、しかも文書によらない意思決定が一部行われていたという記載がございます。そこで、区の組織としての意思決定の方法及び契約事務の流れについて、資料8に基づきまして説明したいと思っております。

事案決定手続及び契約事務の流れなどについて、資料8をごらんいただきたいと思っております。

区の意思決定に関しましては、事案決定手続規程を定めて、区長の権限に属する事務に関する事案の決定権限の配分と決定手続を整備しております。

この資料は、1ページ目は一般的な事案について、それから2ページ目については、区の行財政運営の最高方針などについての決定の流れについて整理しております。まず一般事案でございますけれども、区のすべての事案の処理は文書によるということ为原则としております。

その事案の決定についての原則でございますが、事案の決定は、区長または助役、部長もしくは課長がその決定の結果の重大性に依拠して行うものとするとしておりまして、これは、基本原則としましては、区政運営の根幹にかかわる政策判断が必要な事案は区長、それから、各部が担う行政領域における個々の判断は部長及び課長が行っております。

そして、助役は、部長の例えば出張を命じるなど、職層によって区分すべき事案について決定しておりまして、助役は区長を補佐して、区長と一体となって事案決定にかかわるべき職と位置づけておりますので、決定の関与はございますけれども、直接の事案の決定は非常に少ないものとなっております。

それから、事案決定の関与でございますけれども、まず、関与の種類としましては、審議、協議、審査がございます。決定権者が決定するまでにこうした関与があるわけです。

ここは記載が非常にわかりにくいかと思うので省略して申し上げますと、まず審議は、事案を主管するラインの中で、決定権者の下位に当たる者がそれについて調査検討して、それに対する意見を決定権者に表明すること。

その表明の仕方としては、文書に最終的には印鑑を押すというような方法でございます。

それから、協議でございますが、これは、ライン外で事案に関係ある職位にある者がそれについて意見の調整などを行って意思表明をすることでございます。

それから、審査でございますが、これは主に法令の適用関係が適正かどうか、また、文書が正確かどうかなどを専門的な立場から調査検討して、意見を決定権者に表明するというようなことでございます。

中ほどは、区長が決定する事案についてどういう関与があるかということございまして、区長が決定する事案で、審議についてはその事案の助役以下部長、課長、係長のラインがかかわります。

協議としては、区長の決定事案については、ここで他の助役とありますのは、もともと助役の定数条例は2人としていることから、このような記載でございますが、現状は1人でございます。規定上2人を想定している記載となっております。

それで、協議では、総務部長及び総務課長が協議を行う。また、部内では主管部の庶務担当課長が行っております。

そして、審査としましては、総務部の総務課文書係長及びそれぞれの課ではその課の文書取扱主任が文書上の審査を行っております。

それから、下の図は、事案決定の過程ございまして、まず各部の担当者が発議、これは、起案と私どもは申しております、文書でその決定案を記載して起こします。

それから、事案決定手続規程に決められた決定関与者によりまず先ほど申し上げた決定関与がございまして、最終的にはその事案決定手続規程の決定権者が決定してまいります。

それから、2ページでございますが、2番の区の行財政運営の最高方針及び基本施策に関する審議決定の流れでございます。

委員 途中で悪いんだけど、この目黒区の事案決定手続規程というのが根拠でしょう。これは、どこか資料に入っているんですか。

行革推進課長 契約事務に関しては、契約の報告資料の中にございます。委員 全体が我々に配られているかということです。

行革推進課長 手続規程自体は配っておりません。

委員 根拠規程を配られずに、あなた方が事務的にまとめた結論だけを言われても、はっきり言うと、正確な理解ができないので、後で言いますけれども、どこかにあるのかなと思っただけで、ないなら、今日は進めてください。

行革推進課長 それでは、2番の方の説明に移らせていただきます。

これについては、先ほど文書によることが原則というように申し上げましたが、その例外として、会議方式による決定権者が決定関与者を招集して開催する会議の場での決定方式ございまして、(1)の方は、16年8月10日までの体制ございまして、政策会議というのが最高意思決定機関、そのもとに区政運営会議という形ございしましたが、この8月11日から、(2)の方の新体制として整備したものでございます。

この新体制は、区長の意思決定を直接補佐する機関の構成員の拡大を図りまして、それとあわせて、情報の共有化と幅広い論議を行うために体制を変えたわけでございます。

まず、政策決定会議でございますけれども、目黒区の行財政運営の最高方針及び基本施策を審議決定いたしまして、ここに参加しますのは、下の方の図にございますが、4役（注：区長、助役、収入役、教育長）、それから各部局長等とございます。これは、4役と部局長、合わせまして21人、それから、幹事が5人ここに加わります。

それから、2つ目の政策調整会議でございますが、以下の事案にかかわる事前の審議調整ということで、区政運営の基本方針などにつきまして、政策決定会議で決定する前に、事前に調整するものでございまして、こちらの方にかかわりますのは、4役、それから企画経営部長、総務部長、それから政策室長、区長室長、それと幹事が3名でございます。

このほか、その事案の部長がかかわるというように設定しております。

区の最高の方針などについては、このような決定の方法をとっているということでございます。

それから、次は3ページ目でございますが、予算編成の流れということで、これは先ほどの契約事務の流れの中で、予算編成の関係も多少出てくる点から整理したものでございます。

まず、9月に行財政運営基本方針を決定しまして、そのもとに予算編成の事務処理方針を決定しております。これを各部に通知しまして、各部の方では見積もりを始めまして、積算などをしてまいります。この中で、必要に応じ業者等に見積もり依頼などを行っております。

それから、部局内で予算要求がそれぞれの課でまとめてまいりますので、その調整をしてまいります。

それから、そのまとめたものについて、次に財政部に、11月までに要求してまいります。

そして、出されました予算見積書に基づきまして、財政部で予算の調製をしてまいります。

そして、調製されたものをもとに、12月には重要事項、これはポイントを絞りましてヒアリングを行います。これに続きまして、区長が査定を行ってまいります。

そして、査定の結果、予算原案をまとめまして、そのまとめたものを各部局に内示してまいります。

それから、1月には、予算案の決定ということで、政策会議としておりますが、最高の意思決定機関で決定することになってまいります。

それから、3月には、議案として議会に提出し、予算の特別委員会で予算の審議をしてまいります。

これと並行しまして、右側にございますが、年間契約の準備をしてまいります。これについては、翌年度、1年間の契約について契約課で、先ほど説明にあったような流れでやってまいります。

それで4月には、予算審議の結果、決定されたものに基づきまして、予算が各部に配布され、また、予算執行方針に基づきましてその予算を執行してまいります。

具体的には、右側にございますように、契約の依頼です

契約課長

とか、その時々のご依頼をしていくというようなことになっております。

それでは、引き続きまして、契約の事務の流れを説明させていただきます。裏面の4ページをごらんいただきたいと思っております。

現在、区では財務会計システムを導入しております、契約課と所管課のやりとりについては、端末でやりとりをしております。

現在契約の方法として、30万円未満の小規模な契約につきましては、これは各所管部長または課長権限で契約を行っております。教育委員会につきましては、130万円まで委任をしている状況でございます。

30万円以上の予定金額の案件につきましては、契約課に契約依頼が参ります。これをもとに、予定価格、工事については130万円以上、物件、物品の購入または委託等については50万円以上については、これは指名競争入札で行うということをお原則にしております。

また、金額がそれ以下のもの、例えば工事で31万円から129万円までにつきましては、これは随意契約によって処理するわけなんです、複数の見積もりをとった上で、安い方を選定して、その業者と随意契約を行うというものでございます。

ただし、案件によっては、特命随意契約、これは1社指定の契約を行わなければいけないケースもございますので、随意契約で行うケースもございます。これは、自治法の中で決められております項目に該当するかどうか、これは契約課の方で最終判断をしております。

指名競争入札を行うというふうにしたものにつきましては、業者選定を行っていくわけなんです、予定価格が5,000万円以上の工事と1,200万円以上の設計につきましては、これは業者選定委員会というものを設けてございます。この業者選定委員会の設置要綱等につきましては、資料2の方に記載がございまして。

これ以外のものにつきましては契約課の方で業者選定案を作成していくわけなんです、その細かい作業につきましては、次の5ページをごらんいただきたいと思っております。

契約課では、まず財務システムの中で入っている情報、これは工事につきましては、経営規模等によったランクを設けてございます。そういったランクとか営業年数等々がシステムの中に入っております。

そのシステムのほかに、選定を行うときに参考とするものとして、東京都が独自にランクを設定しております。特にこれは、物品等の購入を行うとき、区ではランクを設けていないので、東京都のランクを参考にしております。

そのほか、業者の得意分野、幾つもの業種に登録している業者がありますので、そういったもろもろのものを勘案し、また、指名停止等が行われていることもありますので、そういったものを全部調査をした上で、業者選定を行います。

まず、契約係長と担当とで考え方の整理をして選定を行

います。

物品等につきましては、そのまま選定書として作成されるわけなんです。大きい工事とか、助役決定以上の案件、また清掃案件等については、これは契約課長と契約係長の方で考え方の調整を行います。

それをもとに、契約課長と総務部長、こちらの方に考え方について説明した上で、最終的に選定書を作成するというところでございます。

なお、現在選定書の裏に、必ずこういった基準で業者を選定したのか、これは、4月以降すべての案件について記載をするようにしてございます。

こういったものに基づいて業者選定が行われます。

4ページに戻っていただきまして、この選定が行われた後、決裁を受けて、指名業者に連絡を行います。

そこで、現在工事については、図書配付、設計書等の配付を行っていきまして、一堂に集めての入札説明会というのは、これは何年か前から行っておりません。図書配付だけで行っているんですが、従来、委託等については入札説明会を行ってまいりました。

これは、細かい説明を行わなきゃいけないということをやってきたわけなんです。4月以降、できるだけ委託業務についても、図書配付でできるものについては図書配付をして、業者間同士の接触がないような形の措置をとってございます。したがって、現在入札説明会についてはかなり数は減っております。そういった説明をした後、入札が行われて、一番安い業者と契約決定を行うという流れでございまして。

契約の流れは以上でございまして。

委員長 ありがとうございます。それでは、区長からの諮問書の中に、契約事務にかかわる区内部での調査結果を検証し、必要があれば調査を行うということが最初に掲げられております。その関係から、本日出ました資料にございます検討課題の整理という報告書につきまして、既に委員の方々には事前に配付をしてございまして、その中を讀んでいただきまして、問題の提起というようなことをお願いをしてあるかと思っております。

それに基づきまして、まず最初に、報告書そのものの中身、あるいは事実関係の確認等々、ご質問等々がございましたらば、担当が契約だということでございますので、契約課長がいらっしゃいますので、確認を含めて、質問等がございましたらどうぞ発言をいただければと思います。

委員 この改善検討委員会でいろいろな資料を使われて、そしていろいろな事情聴取をして、その結果がこういう報告になっていると思うんですけども、その原資料といいますか、今日も、この整理にも、報告の中にも、資料も添付ももちろんされているわけですけども、ただ、全部が添付されているわけではないので、各般の事情を聞けば、供述書みたいなもの、あるいは事情聴取書みたいなものがあるはずですし、あといろいろな資料があると思うんですけど、それはひとまとめに整理されてあるんですか。

契約課長 内部職員で事情聴取を行ったものとか、あと業者の方とも行っております。職員については、これは同意を受けてお出しすることは可能だと思っておりますけれども、業者の方が、これは事情聴取を受けたときに、これは公にはしませんという前提で事情聴取を受けたという経緯がありますので、この取り扱いについてはかなり慎重にやらなければいけないかなと思っております。

委員 取り扱いをどうするかということは今聞いたのではなくて、そういうものがちゃんとこの報告をするに当たって共通の資料にしたものは整理されているのかということで、それはされているんですね。

それを出さずか出さないかという議論というのは、それは確かに、どういう前提で聞いたかということであるとは思いますが、これは委員長の方でまた整理なさるとは思いますが、一応原則として、委員は原資料に当たれないと議論ができないということはあると思しますので、何らかの形で原資料に直接委員が当たれる。

もちろん、それを今日もこうやってたくさんの方が傍聴しておられますけれども、プライバシー保護の問題であるとか、情報公開条例の中で、開示・非開示を決めてある基準がありますから、それらに照らして、一般には公開できないものもある。委員が見るところまでにはいいとか、いろいろな段階があると思しますので、委員が原則として原資料に当たって、そして、改善検討委員会はどうしても内部の職員の方々の検討なので、それを透明にしようということで我々の委員会があると思しますので、原資料に当たるということで、何らかの調整をしたいと思いますので、事務局におかれては、原資料の整理をきちっとやっておいていただきたいというふうに思います。

総務部長 追加すれば、各回の資料は全部添付してございますので、お答えには整理ができるかと思えます。

委員長 ほかに何かございませんか。この検討課題報告書を中心に、疑問点あるいは問題点、提起をいただければというふうに思います。

委員 単純なというか、質問なんですけれども、この報告書の12ページなんですけれども、例えば5の(1)のアのところ、分割発注というところの最後の部分なんですけれども、この3つの業務に区分して発注することを決定した。これはだれが決定するものなんですか。

それから、同じことなんですけれども、そのページの下から3行目なんですけれども、「契約を行うこととし」、これはだれがこういう意思決定をしたのかというのが幾つかあるんです。先ほど来説明されているので、何かその辺があるんでしょうけれども、主語が何だかよくわからない。

幾つかそういう部分があって、それからもう一つ、16ページの最初の年に契約をして、それが履行状況が良好であれば同一業者と云々というこの問題点の17番目のところなんですけれども、この履行状況が良好であればというチェックはどこでどういうふうにされるのか。

私の方でよくわからないので、一応確認できればという

ことではあるんです。

契約課長 それでは、12ページの方なんですけど、これの3つの業務に区分して発注することを決定した。これは、内部として、これはこういった方針でやりますよということは、口頭での確認作業は行われているだろう。ただ、そういった方針決定が書類として意思決定がされているものはない。ですから、具体的には、このときには、契約課長が上司である総務部長なり助役、区長等に口頭での確認はとっている。また、所管課ともそういったやりとりはした上で決定したということなんですけど、その経緯が書類としてきちんと整理されていないという状況がございます。

2点目についても同じです。そういった形での決定したということ、それを確認するものというのは残っていないという現状でございます。

委員 出どころは課長なんですか。契約課長のところからの出所というか、発議というか……。

契約課長 そうですね。契約課としてこういう契約方針でいきたいというふうな形での確認は……。

委員 口頭で行っているらしいというわけですね。

契約課長 それと、16ページの履行状況の確認でございますが、これは検査も行ってありますし、当然契約課と所管課、履行状況はどうですかというふうなことで、具体的な確認、また、年度末には検査が行われておりますので、その検査証等によって確認を行っているという状況です。

委員 所管と契約課で一応その辺の確認はしていると……。

契約課長 はい、そうです。

それを3から5年というのを単純に繰り返すというよりも、そこで所管課との確認が行われて、すぐ変えられても、こういった事情で困るよというふうな所管ごとの事情もございまして、そういったところも考慮して、随意契約にするのか競争入札にするのか、決定しているという状況です。

委員 今回の委員会の役割の中に入っているのかどうかよくわからないんですけども、今おっしゃられたような履行状況は良好であった。これは検査が行われた。いろいろなことの中で契約が、随意契約やいろいろ行われていると思うんですけども、これらの過去の契約の要するに継続的に、要するに随意契約はずっと行われているかどうかとか、そういうような資料というのは我々は確認できるんですか。

契約課長 過去何年という遠くまでさかのぼってはおらないんですけど、つい最近の状況については……。

委員 資料編の中の資料3。

契約課長 16ページ。資料7というものです。ここで競争をした年度、16年度に向けて網かけの部分が競争を行ったところ、それ以外のところ、白抜きのところについては、これは随意契約で継続をした。総合管理については、右の方に整理をしたというものでございます。

委員 そうすると、要するに、これは金額的なことはよくわからないんですけども、そういうようなものの資料というのは、今後用意していただきたいという話をしたら、これ

契約課
委員長

は大丈夫なんですか。

これは出せます。十分お出しできます。

それからもう1つ、実はこの資料の中を読ませていただく中で、談合の状況について業者の方と確認したところ、そういう事実は確認できなかった。例えば、談合があるかどうかなんて、これはよくわからない部分は、本当に確かにそう思うんですけれども、例えば、過去の契約状況の中で言うと、順番に来られていると、これは何かあるのかなというような推定がつくようなところはありますよね。

要するに、1年目はA社、これはB社、C社というふうに順繰りに回っていったような事実があると、何かこれはあるのかなとか、これは、こんなに規則的にこういうふうになっているのはおかしいなというようなことは、単独に物事を見てもよくわからないんです。

そうすると、単独で物事を見てもよくわからないというときには、必ず時系列で、比較の中で、その推移の中で、問題点というものを探し出すという考え方があるんです。そうすると、単独にぱっと単年度を見せられてもわからない。ところが、時系列で、相手先とこういうのを推移がこういうふうになっていきますという中で、異常性とかこういうものをチェックするということができるわけなんです。

例えばこれで確証なんてとれるものではないんですけれども、勘どころをつけるという意味で言うなら、そういう過去の推移、どういうふうな動きになっているか、こういうものの資料の中から、これは異常なんだろうかというような部分というのは判断するところがあるものですから、例えばこれは確信できるかどうかは別として、そういうものというのは、資料としては整理されているのかどうか。

要するに、過去の契約の状況のヒストリーみたいなものということをご質問しようかと思ったんです。

契約課
委員長

5年では少ないですね。

一覧表として、今実際に指名業者を選定するときに、4月からの例えば工事であれば、工事で業者名をずっと入れておいて、選定した業者、何々工事についてはこういう選定をした、落札はここですよというものを1年間というのはつくっていきます。現在、それをもとに、余り落札がないところを今度は選定するとか、そういった形の資料をつくっていきますので、それがどこまでさかのぼれるかというのはあるんですけれども... ..

委員

結局どの程度の資料が準備できるのかなという部分を、今質問させていただいたんですけれども、要するに、こういうトラブルというものが不幸にして起きちゃったことがあるわけなんですけれども、こういうものが例えば個人的な責任の問題なのか、それとも組織的な問題なのか、それとも業者間の談合の問題なのか、こういうことを検討するときに、実を言うと、単年度だけで物を見てもよくわからないんです。

そうすると、こういうものについては時系列に物事を見

るといふふうなものの資料があると、なるほどといふふうなこちらも確認ができますので、そういう資料というのは、大変な作業になってくるんでしょうか。それなら余り言えないんですけれども... ..。

契 約 課 長 もちろん、1件1件の資料というのは、規定に載っかっているものについてはきちんと残してはいるんですけれども、それを一覧表の形にするというのが、これはあくまでも内部事務処理上つくっていますので、どこまでそれが残っているのかというのは、これは調べてみないとわかりません。

委 員 結局我々の役割としては、報告の中に、今後こういうトラブルを起こさないために内部牽制制度や内部統制制度の充実という役割も課せられているのではないか。そういう中で改善項目として、こういうふうにしたらどうですかという提言の中に入ってくるのかもしれませんけれども、そういうものがあるのかどうかということを経験した。早手回しになって申しわけなかったんですけれども。

委 員 それに関連してよろしいですか。

結局、この委員会は議論して、多分事務局サイドにかなり宿題を出して、かなりしんどい宿題を次の委員会までにやっていただいて、それを委員会で報告をしてもらうか、その直前に報告してもらって、それで議論して、また宿題を出していくということで、多分我々が納得するまで宿題をやり続けていただいたことを踏まえた上で提言をするということになると思うんです。

したがって、契約について言えば、公表しませんからと言って業者を呼びました。はっきり言って、そんなところで業者がやりましたなんて言うはずがない。だから、そういう意味では、言うならば疫学的に考える以外にない。

だから、多分契約に関する書類はかなり保存されているはずですから、保存期間が切れているやつも、どこかの倉庫にあるはずなんだ。大体役所はなくしません。それに基づいて、こちらが宿題出して、悪いけれども、こういう観点から資料整理をやってくれと。民間の会社なんかを調査するときの手法も場合によっては交えて、こういう書式でやってくれませんかというふうにお願いをして、ちょっとしんどいかもしれないけれども、やっていただく。

そうすると、例えば予定価格がどのくらいだったのか、それに対してどのくらいの金額で入札が決まっていくのかという価格面での、くしくもいつも、というふうになっていることはないのか。それから、どうも指名している業者が仮に8業者だとすると、5年間単位で見たら8業者が上手に順番で実はやっていたというふうなことはないのか。

ただ、区の方とすると、地場産業の育成というのは、場合によっては一つの課題ではあるので、ここは最近とっていないんだ、つぶれては困るという配慮が働いていいかどうか、これは一つの議論のポイントだとは思いますが、それを全面的に否定するものではありません。

そういうふうにならば、疫学的に考えていっておかしいなということになれば、刑事事件ではないので、あなたが犯人です

と言う必要はないけれども、それに対して行政システムとすると、ちゃんとした対応策は考えないといけないということになるので、だから、例えば収賄になるかどうか、あるいは談合したかどうかというのをここは探求する場ではないけれども、対処策を講ずるに当たっては、そういう客観的な資料をつくれるものについては、それに依拠しながら、推論を働かせながら対処をするという意味で、事務局はかなり大変になるので、その覚悟だけはしておいていただきたい。

委員 この検討課題の整理なんですけれども、これは、区民の方に公表されるものなんでしょうか。

契約課長 現在、この概要版については、ホームページに載せておりますし、これについて区報にも載せてございます。その際に、本文、資料、必要な方については、契約課または情報コーナーに置いてありますので取りにきてくださいということで公開はしております。

委員 恐らくこれを見ただけでは、区民の人はさっぱりわからないと思うんです。今、諸先生方、疫学的に調べるべきだというようなお話もありましたけれども、事実があって、収賄が行われて、それで警察が摘発したということですので、ここに書いてあるのが1つの事実の探求なのかもしれませんがせんけれども、これだけでは、読んだ区民は、一体何が目黒区で起きたんだろうかということの説明にはなかなかならないだろう。

課長あてに質問といいましょうか、どうしてという疑問点を出させていただきましたけれども、例えばこの新聞報道等によって、最初に談合破りがあったので巻き返しを図ったというような話も各紙載っております。事実として談合が収賄事件の背景にあったのではないかというのは間違いなく想像はつくんですけれども、区役所としてそれは結論が出ていないわけですね。

それは、聞いたけれども、認めませんでした。認めるはずがないわけで、それで終わりにしていいのだろうかということ、何となくこれで話を終わりにして、新しいやり方を考えることができるのだろうかということがあつて、もっと何かきちんと追及すべきではないかなということ、を思います。

それから、これをずっと読んでいきますと、契約のさまざまな場面が出てきますけれども、例えば質問を出させていただきましたけれども、予定価格と全然違う安い価格で契約に成功して、次の年度もまた同じような価格で受けられている。一体何のために予定価格があつて、どういう形で区役所が予定価格を決めて、これは予定価格を公表されていないので、その辺の予定価格の積算というのは非公開なのかもしれませんけれども、終わった話ですので、何でこれだけの乖離が出たかというのは、恐らくホームページで読んだ区民の方もわからないと思うんです。

ざっとかいつまんで言って、そんなような質問といいましょうか、疑問点があるわけですが、その辺をもうちょっと区として説明をしていただいた方が、より区役所として

どういう姿勢をもってして今回の事件の反省に役立てようとしているのかというのがわかると思うんです。

私からの質問というのは、4点ほど出ささせていただきましたけれども、これはざっと読んでこれだけのことがずっと疑問点として出るわけですから、その辺のところを説明する努力をしていただきたいと思います。

契約課長 談合行為があったということは、確かに事件のすぐ後の報道でそういったことが行われて、談合破りもあったというふうな記載がございました。それを受けて、区としても、そのところについてはできるだけの確認はしていかなきゃいかんだろうということ、言わないだろうというご指摘もあったんですけれども、これはきちんと話を聞いていかなきゃいかんだろうということ、説明を求めたということです。

それともう1点は、公判の中でも、事実経過として、検察側が、そういったことがあった、ただし、1業者が翻意したことで日本ビルシステムが受注できなかったというふうな事実経過としては承知はしてございます。ただ、当然そこで談合行為そのものも行われて、犯罪としてのものがあるのであれば、1つは、既に警察、検察の動きがあるので、その中での違法性というのは判断されるのかなという一つの考えはございました。

それと、談合情報があったときの取り扱いについては、これは国の方のマニュアルがありますので、それに基づいて行っていくことになるわけなんです、今回それに該当するかどうか、これについても、かなり内部的には検討したんですけれども、新聞報道をもってそれに該当するというのは、ちょっと無理かなということで判断したということです。

それと、予定価格についてなんです、これは、それぞれ新しい業務をやる时候については、所管課の方でいろいろ資料をもとに積算価格をつくっていきます。工事であれば、ある程度積算表がございまして、それで出せるんですけれども、委託の时候については、人件費等が中心になってきますので、そういったほかの案件等を参考にしながら、予定価格を定めていくというものでして、3分の1の価格、それが実際に赤字なしにやれるのかどうかというあたりについては、これは何とも区としても言えないんですけれども、聞き取りの中では赤字だということは明確に見えておりません。

委員 赤字なんですか。要するに、最低賃金なんかをクリアしているから発注したんではなかったんでしたっけ。

契約課長 そのときに調査した業者から出た積算表、何人、どういう形でという単価を見ると、それはその単価自体が最低賃金を下回っていないというところでオーケーはした。ただ、その人数等について、かなり厳しいものがある。

委員 2つあるわけでしょう。要するに、契約については、その仕事をちゃんとやってくれるということが1つと、もう1つは、税金でやっているわけだから、なるべくリーズナブルなというか、端的に言えば安い価格でやる。この2つ

ですよね。予定価格などを決めているのは、簡単に言うと、安かろう、悪かろうでは困る。

そうすると、3分の1ということになると、区の方が5,000万円ぐらいだと思っていた。それは、こういう仕事を普通の労働者がこのぐらいの時間頑張れば、このぐらいの仕事ができるということ为基础に算定されているはずですよ。

見ると、そこにたしか5,000万円ぐらいのが1,800万円か何かでそこにやらせたのは、最低賃金価格を見積もりを出させたら、最低賃金制を上回っていたので、これならいいかとなったというんだけど、何人でこのぐらいの作業をするという精査はやったんですか。

でないと、それなりの基準で予定価格を決めていた。3分の1でオーケーで出したということになると、最初の予定がよほどいいかげんだということですよ。2割ぐらい狂っても、かなりでたらめなのに、3倍なんて、だから、普通は3分の1なんていうところはむしろ選ぶべきではない。それでいいんだったら、民間の経験に学んでびっくりして、その時点で予定価格のやり方を変えないといけないですよ。

だから、この件の場合に、最低賃金制をクリアしていたという前提とすると、仕事量はこんなものだろうという前提があって、仕事はちゃんとやってくれるけれども、単価も大丈夫だねということで発注をしたのかなというふうに推察されるんだけど、そうではないんですか。

契約課長 その当時の検査した記録というのがきちんと残っていないんで、どこまでお答えできるかわからないんですけども、こちらで持っている資料と、出された積算表との比較の中で、業者がこの人数でやるということであれば、単価的に問題がなければ、よしとしようという判断であったろうと。

委員 現に清掃はちゃんとやられたんですか。

契約課長 業務としては、これは履行は... ..。

委員 その値段で... ..。

契約課長 はい。

委員 ただ、この情報を公開して、区民の皆さんの目に触れたときに、率直な印象を申し上げます。こういうことをやってまでも契約をしたいということは、相当おいしいんだらうな。そうすると、予算がこれに対してこの値段で入れたということは、この予算そのものは相当いいかげんなんだな。こういうふうにまず印象を受けます。

そして、多分これで今度は契約をした後に、これはうまくやっているということの中で、随意契約を次々にやっていけるんだらうな。1年目は少々赤字でも、2年目から、受けたとしても何とかなるんだらうかとか、もっとプラスになるんだらう。そういう印象を受けるわけです。

ですから、このところで、説得力を持つようにしていくためには、この予算の決め方というのが、少なくともこういう作業をやるためにはどのぐらいの人手がかかって、どういう単価だと。だから、このぐらいの金額がというふ

うな、そういう見積もりというのは当然なれば、要するに基準がなければ話にならないわけです。

その基準に対して向こうが出したのが、そうすると今度は現実には、この作業が、先ほど先生がおっしゃられたように、質の悪い作業をやられて、安かるう悪かるうみたいなことでやられているかどうかというのは、検査のチェックを行っていくということは、少なくとも作業報告及び検査、これがどういうふうな形で行われているのか。

その結果として、適切に行われているとすると、どっちがおかしいのか。ひょっとすると、安過ぎるのかもしれない。そうすると、ひょっとすると、これはまともにやっていなかったのかもしれない。それはわからないんですけども、いろいろな疑問が出てきますので、説得力のあるような報告にしていきつつ、しかも、それに対して是正策はこうであるというふうな方向性を持たなきゃなりませんので、そうすると、今回こういう契約内容について、なぜこういうことが起きたか。

我々民間の方の点検をするときには、どのぐらいの人手でやっているのか、単価は幾らだと。そのときに、この時系列にずっと見ていったときに、いろいろな仕事の内容によっては繁閑の差があったときに、固定でやっている場合には、これは相当遊ばせているねと、こういうような言い方をするんです。

ですから、その仕事内容によって、いろいろな繁閑によって、これが固定化しているか、変動費化しているかとか、こういう点検を我々はやるものですから、そうすると、まずその基準は一体どういうふうになっているのか。その基準に対して、見積もりがどういうふうに出ているのか。結果として、どういうふうな相手の業者を選んだか。こういうふうなことを現実の生の形である程度見せていただかないと、少なくとも今改善検討委員会でいろいろなこういう方向でやりますということに対して、なるほどというふうな納得というのは、我々はなかなかいえないというのが本音なんです。

そういうところについて内部牽制はどうやってやるのかということが私らの業務の分担だろうというふうに考えていますので、その辺のところはぜひ事務局の方には、宿題みたいな形でここまで調べてください、資料をこういうふうに出してくださいという形でこれから進めていかざるを得ないと思うんです。

委員 確認ですけれども、継続の随意契約の場合は、価格が次の年度で若干上がるというふうなことは基本的にはあるんでしょうか。

契約課長 これは、物価の上昇があった場合、それに合わせてある程度上積みということはありますし、逆に今下がっていますので、一定額のレベル低下、金額低下ということは、調整は予算上は行っていますので、それに基づいて契約交渉を行って契約していくという形です。それを大きく上回る別の要素があれば別なんですけれども、同じ契約であれば、そんなに大きな変動は起きないです。

委員 過去のケースでも、大きく変動して価格を変えて継続の
随意契約をしたケースというのはいないんですか。

契約課長 ないですね。業務が追加された場合はありますけれども、
それ以外は、全く同じ業務でということはございません。

委員 というのは、これを見ていると、事件そのものは日本ビ
ルサービスの事件なんだけれども、実際報告書を見ていま
すと、主役というか、問題になってくるのは、むしろ千代
田ビル管財の方ではないか。これだけ動きが、皆さん多分
お感じになっていらっしゃると思いますが、このところ
は非常に我々は理解に苦しむ動きというのがあるんです。
今話が出ましたとおり、非常に安い価格で落としておい
て、翌年は随意契約できない。随意契約を区としてもお願
いしようと思ったらできない。結果的には落札をしたのが
前年度より1.6、1.7倍という価格になるわけですね。

それから、さらに先ほどここにも出ていますとおり、リ
スト追加という非常に特殊な追加が行われているというふ
うなこと。これは、これからの課題には多分なってくるん
でしょうけれども、こういったようなことが、これが特殊
な問題であるのか、それとも、こういったような、例えば
リストの追加のようなことが、イレギュラーと先ほど随分
おっしゃいましたけれども、これがほかのところの部署な
ども一般的に時としてあったのかというところが、ここ
が特殊な事例であるのか、それともひょっとするともう少
しシステムティックな問題であるのかというところの大き
な差だと思うんです。

これはほかにもこういったようなケースというのはある
んでしょうか。

契約課長 基本的に、今過去の契約案件について調査を行ってきた
んですけれども、残っている資料等を確認していくと、そ
れは、途中での追加ということにはなかったんではないか。
リストとして残っていますので、それがいつの時点で確定
されたのか、なかなかそこまでの検証は難しいんですけれ
ども、大きい委託案件等を見ても、かなり詳細な記録
が残っていますので、そういった途中でわけがわからなく
追加されたというケースはないんではないかというふうに
思います。

委員 ただ、この千代田さんが動いているのは、入札期日を過
ぎてからの話でしょう。本来期限があって、説明会があっ
て、他業者の人は、普通ならそれで終わりになる話ですよ
ね。そこは我々は本当に不思議だなというか、裁量権が余
りにもある特定の人であり過ぎて、そこは何とかしなきゃ
という問題として出てくるだろうと思うんです。

委員 この業者は、まさか今仕事をしているということはない
ですよ。

契約課長 やっています。

委員 やっているんですか。

委員 一般的に言って、お役所とおつき合いするときは、最初
に、きのうも下町の方でありましたけれども、赤字覚悟で
落として、それでお役所のおつき合いを始める。それで、
次年度以降、実績を積んでいく。ここにもいただいた資料

の中にもありますけれども、過去の実績というのが、指名業者選定の大きなファクターになっていきますので、とにかく最初は赤字でもいいからやっていくというような話もあると思うんですけれども、その辺の業者の事情というのは、発注側としてどの程度まで聞いておられるのかということがわからないんです。こんなに安くやれるんでしょうかというのが、普通の会話であればあると思うんですけれども、そこが一体どうであったのか。

それともう1つ、2年目も同じような予定価格で、落とした価格も1年目と同じような価格で契約されているということは、今工事なら積算表があるのでわかるけれども、それ以外のことについてはわからないというようなお話でしたけれども、果たして5,000万円前後の予定価格の設定というのが正しかったのかどうかという検証がここに全然ないものですから、それはどうなんでしょうか。わかればご説明していただければなと思います。

契約課長 積算表自体は所管課で持っているものですから、それは、もしこの場で必要であればお出しできます。委託の場合の基準というのがありますので、それに基づいて積算したものですから、それは過去の話ですから、こちらにお出しすることはできます。

委員 その5,000万円にした積算のやつは所管課が持っている。それはぜひ出してもらわないとだめですね。

委員長 ほかに何かございますか。

そろそろ時間でございます。ほかに資料等々が、先ほど宿題という話が出ましたけれども、事務局にお願いをできるようなことというのが、皆さんからご要望があればお出しをいただきたいんです。

委員 まず、事情を聞いた人の聴取書ですよ。これは事情聴取書になっていますか。それとも、形式はどうなっているんだろう。上申書みたいな形になっているのか、事情聴取書になっているのか、聞き取り書きになっているのか。

契約課長 聞き取り書きです。

委員 だから、聞き取り書きについては、ぜひ少なくとも出していただきたい。あとは、基本的には本文に出てくるというか、改善検討委員会で使った資料というのは、原則として、どういう形式にするかは委員長と事務局でご相談いただくとしても、我々が直接見られるという状態にしたい。

あとは、業者等から前提をつけて事情聴取をしているのであれば、それがよかったかどうかという問題はあると思うんです。はっきり言ってしまえば、前提つきで事情聴取するような業者は指名から外せばいいんです。こういうときにちゃんと協力をしないような、真相解明に協力をしないような業者なんていうのは、指名から外せばいいんです。

だから、そういう意味では、その前提をつけていたこと自体が私は間違いだと思いますが、仮にその前提があったとすれば、これは信義は守らないといけないので、開示については限界があると思うので、それについては継続して検討することとして、そういう特別な約束や障害がない原

資料については、原則としてすべて出してもらいたい。
委員長 できるだけこの報告書に使った資料というのは、後でまた事務局とご相談いたしますけれども、少なくとも委員レベルでは閲覧ができるような形で、今の条件というのはございましたけれども、なるべく委員のレベルでは閲覧ができるような形でというふうな対処をお願いをしたいと思えます。

委員 あともう1つは、持っておられると思うんですが、区の規定集があると思うんです。加除式になっているかどうかわかりませんが、それは少なくとも各委員に1冊ずついただくということが必要だと思います。そうすると、皆さんに一つこの文書規程はと言わずに、それを見て参照することができるので、ちょっと大量なものになると思いますが、多分原本が区には余分にあるはずなので、それを少なくとも各委員に区の諸規定集については1部ずつ配付をしていただいて、できたら、それにふせんか何かつけてもらって、この議論に一番関係の深いのはこの辺ですということがわかるようにしてもらおうと、なおありがたいというふうに思えます。

委員長 あと何かございましょうか。

それでは、本日は時間でもございますのでここまでにいたしまして、次回も引き続きこの報告書を検討しながら、契約等々についてのこれが個別のといいますが、特殊事例であるのか、それともシステムティックな制度的な問題、あるいは組織的な問題というのがこの中に含まれているのか。

既にこの中でも幾つか指摘をされている部分もございませけれども、こういったものも含めて、これをたたき台にしながら、区政透明化に向けた大きな課題の方に広げていくというような形で議論をかなり深めていきたいと思っております。

次回以降の予定につきまして、事務局の方からお願いをいたしたいと思えます。

行革推進課長 次回は8月23日の月曜日、午後7時から9時まで、場所はこの教育委員会室でお願いいたします。

委員 その予定の希望の事務局の日程は聞いているんだけど、今言ったように、少なくとも諸規定に目を通すんだったらそれなりの時間がかかるし、今日は19日でしょう。規定を各委員の事務所なり自宅にお届けいただくのは、どんなに早くてもあしたでしょう。20日でしょう。

それで、これは9月の日程も、17、24、28、確かにこの日があいていますよということは渡してはあるけれども、それはあいているから、それで1週間に一遍入れてくれということで渡しているわけでは全くなくて、この日程では、委員としての務めは到底果たせないです。ちゃんと検討して資料を読んで議論をするということは... ..

今日は、ある程度宿題めいたものを出したのだから、23日までに履行できることは何もないと思うんです。23日は到底無理だと思いますが、むしろ、9月17日なら17日にやって、24、28日に引き続きというのも余り意

味がない。

委員 もう一度これは、終了後、ちょうど委員が全員そろっていますから、終わりましたから日程の再調整を今やりましょうか。

では、次回につきましては、もう一度検討した上で... ..。

委員 これは進め方について、表面的な話でずっと進んでも余り意味がないし、そうすると、ある意味では、かなりがっとなある案件については契約書からいろいろなことについてまで整理をされたものを見せていただくこともあり得るわけですよ。その進め方について打ち合わせを入れた中で、それを宿題で出していただきながらやっていかないと、この検討だけでは済むと私は思わないんです。

委員長 わかりました。これは、今ここで閉会という形にさせていただきまして、ここから先の具体的な進め方、それから、日程というところを今日ご調整をさせていただきたいというふうに思いますので、委員会の方はこれで閉じさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

(午後 9 時 閉会)